

経営指標の概要

●表頭部分の説明：水道・下水道共通

掲載項目	説明
類似団体区分	<別紙3>のとおり
資金不足比率(%) ★	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項に規定する資金不足比率
自己資本構成比率(%) ★	負債資本合計に対する自己資本(資本に繰延収益を加えたもの)の割合 (資本+繰延収益)/負債資本合計)
普及率(%) ★	行政区域内人口に対する現在給水人口(又は処理区域内人口)の割合 (現在給水人口(処理区域内人口)/行政区域内人口)
有収率(%) ★	汚水処理水量に対する年間有収水量 (年間有収水量/汚水処理水量)
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円) ★	1か月20m ³ 当たり家庭料金
人口(人) ★	平成27年1月1日住民基本台帳人口
面積(km ²)	国土地理院が実施する平成26年全国都道府県市町村別面積調に基づく、当該地方公共団体の面積
人口密度(人/km ²)	人口/面積
現在給水人口(人) ★	現に給水をしている年度末人口
給水区域面積(km ²)	現に給水をしている給水区域の面積
給水人口密度(人/km ²)	現在給水人口/給水区域面積
処理区域内人口(人) ★	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末人口
処理区域面積(km ²)	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積
処理区域内人口密度(人/km ²)	現在処理区域内人口/処理区域面積

※ ★については、平成26年度決算数値

水道事業（上水・簡水）

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率（%）：上水道

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。

② 収益的収支比率（%）：簡易水道

$$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標。

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。

③ 累積欠損金比率（%）：上水道

$$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、複数年度にわたって累積した損失）の状況を表す指標。

累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。

④ 流動比率（%）：上水道

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期的な債務に対する支払能力を示す指標。

1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要。

⑤ 企業債残高対給水収益比率（%） 上水道：

$$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

簡易水道：

$$\frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

⑤ 料金回収率（%）：共通

$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標。

100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。

⑥ 納水原価（円）上水道：

$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

簡易水道：

$$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く)}}{\text{年間総有収水量}}$$

有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。

⑦ 施設利用率（%）：共通

$$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。

一般的には、高い数値であることが望まれる。

⑧ 有収率（%）：共通

$$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。

100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。

2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率（%）：上水道

$$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。

資産の老朽化度合いを示す。

100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示している。

② 管路経年化率（%）：上水道

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標。

管路の老朽化度合を示す。

数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有していることを示している。

③ 管路更新率（%）：両方

$$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標。

管路の更新ペースや状況を把握できる。

たとえば数値が 1 %の場合、すべての管路を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できる。

下水道事業（公共・特環・農集・小規模・特地）

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率（%）、収益的収支比率（%）

水道と同様

② 累積欠損金比率（%）

水道と同様

③ 流動比率（%）

水道と同様

④ 企業債残高対事業規模比率（%）：法適用

$$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

法非適用

$$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

⑤ 経費回収率（%）：共通

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要。

⑥ 汚水処理原価（円）：共通

$$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。

⑦ 施設利用率（%）：共通

$$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。

一般的に、高い数値であることが望まれる。

⑧ 水洗化率（%）：共通

$$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から、100%となっていることが望ましい。

2. 老朽化の状況

- ① 有形固定資産減価償却率 (%)

水道と同様

- ② 管渠老朽化率 (%) : 法適用

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標。

管渠の老朽化度合いを表す。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性が高い。

- ③ 管渠改善率 (%) : 共通

$$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。

管渠の更新ペースや状況を把握できる。

たとえば数値が 1 %の場合、すべての管路を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できる。

事業別同規模団体区分

- 上水道事業については給水形態及び現在給水人口規模により、簡易水道事業については地方公営企業法の適用状況及び現在給水人口規模により区分する。

[上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分
末端給水事業	都道府県・指定都市	政令市等
	30万人以上	A1
	15万人以上 30万人未満	A2
	10万人以上 15万人未満	A3
	5万人以上 10万人未満	A4
	3万人以上 5万人未満	A5
	1.5万人以上 3万人未満	A6
	1万人以上 1.5万人未満	A7
	5千人以上 1万人未満	A8
	5千人未満	A9
用水供給事業		B

[簡易水道事業区分一覧表]

法の適用状況	現在給水人口規模	区分
法適用	10,001人以上	C1
	5,001人以上 10,000人以下	C2
	2,001人以上 5,000人以下	C3
	2,000人以下	C4
法非適用	10,001人以上	D1
	5,001人以上 10,000人以下	D2
	2,001人以上 5,000人以下	D3
	2,000人以下	D4

※ 法の適用の状況により、算出できる指標の項目等が異なるため区分する。

事業別類似団体区分

○ 公共下水道事業

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1類型とし、その他の市町村については以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

[類型区分一覧表] 公共下水道事業

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
A	10万以上	100人/ha以上		Aa
		75人/ha以上		Ab
		50人/ha以上	30年以上 30年未満	Ac1 Ac2
		50人/ha未満		Ad
B	3万以上	100人/ha以上		Ba
		75人/ha以上	30年以上 30年未満	Bb1 Bb2
		50人/ha以上	30年以上 30年未満	Bc1 Bc2
		50人/ha未満	30年以上 30年未満	Bd1 Bd2
C	3万未満	75人/ha以上		Ca
		50人/ha以上	30年以上 15年以上 15年未満	Cb1 Cb2 Cb3
		25人/ha以上	30年以上 15年以上 15年未満	Cc1 Cc2 Cc3
		25人/ha未満	30年以上 15年以上 15年未満	Cd1 Cd2 Cd3

○ 公共下水道事業以外

公共下水道事業以外の事業については、以下の区分（供用開始後年数）により類型化する。

[類型区分一覧表]

特環

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	D1
15年以上	D2
15年未満	D3

流域

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	E1
15年以上	E2
15年未満	E3

農集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	F1
15年以上	F2
15年未満	F3

林集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	G1
15年以上	G2
15年未満	G3

漁集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	H1
15年以上	H2
15年未満	H3

小排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	I1
15年以上	I2
15年未満	I3

簡排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	J1
15年以上	J2
15年未満	J3

特排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	K1
15年以上	K2
15年未満	K3

個別

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	L1
15年以上	L2
15年未満	L3